

*South China - Asia Business Report*Vol. 81
April
2019

華南・アジア ビジネスリポート

*CONTENTS***Briefs****Topics**

勃興する深圳ベンチャー企業 II	3
～紅いシリコンバレーの今と躍動する深圳ベンチャー企業～	

Regional Business**Vietnam**

付加価値税控除・還付の留意点	8
----------------	---

Indonesia

インドネシア特有の就業ルール(1)	12
-------------------	----

Singapore

シンガポール 2019 年度予算案 ～税制改正の概要～	17
--------------------------------	----

China

中国独占禁止法執行に関する三事件の概要と解説	20
------------------------	----

China

中国の新個人所得税の新計算方法（累計ベース）	25
------------------------	----

Macro Economy

アジア経済情報：アジア経済概況	29
-----------------	----

Briefs**Topics****勃興する深圳ベンチャー企業Ⅱ～紅いシリコンバレーの今と躍動する深圳ベンチャー企業～**

勃興する深圳ベンチャー企業～紅いシリコンバレーで何が起こっているのか～との表題で、昨年、本リポートにて深圳の現状をお伝えした。深圳では短期間で多くのベンチャー企業が成長し、その一部がユニコーン企業へ進化していく理由を、深圳独自のエコシステム、サプライチェーン、深圳に本拠地を構えるグローバル中国企業との関係、深圳市政府の存在——の4つの視点から説明した。

前回のレポートから約1年を経て、深圳はイノベーション都市としての歩みを着実に進めている。2018年の同市の新規企業登録件数は29万社に上り、同市内に本拠地を置くユニコーン企業も15社と、前年から3社増加した。また、中国におけるベンチャー企業への投資金額は17年まで右肩上がりで伸びており、18年も第3四半



期まで1,642億元(約250億米ドル)と、多額の資金が投じられている。さらに今年2月には、中国国務院がベイエリア構想において、深圳を世界に影響力も持つイノベーション都市にしていく方針を発表し、これまで以上に深圳の注目度が集まっている。

かかる状況下、みずほ銀行深圳支店はベンチャー企業支援課を立ち上げ、これら増加する深圳ベンチャー企業の実態把握を加速させてきた。今回はAI、自動運転、ロボティックスなど、さまざまな深圳ベンチャー企業との接点を通じて感じた今の深圳について報告するとともに、深圳独自の人材誘致政策であるピーコック計画や実装都市としての深圳などに触れながら、これら深圳のベンチャー企業が今後どのように発展していくのかを考えてみたい。

Regional Business**[Vietnam] 付加価値税控除・還付の留意点**

ベトナムの付加価値税(以下、VAT)は、日本の消費税と同じく間接税であり、申告納税義務は企業にあるものの、最終消費者が税金の負担者となるため企業にとっては本来コストではない。しかし2016年の法令改正以降、VATの還付条件が厳しくなったことや、税務調査で過去のVAT控除や還付を否認されてしまうケースが見られるなど、注意すべき点が多い。特にベトナムのVAT還付は初回申請時に必ず税務調査が行われ、二回目以降も還付後に税務調査が行われる場合もあるため、申請から還付を受けるまでに数ヶ月期間を要するなど、注意が必要である。本稿ではVATの基本事項について説明したうえで、

近年の税務調査事例を踏まえたVAT控除・還付の実務上の留意点について説明する。

[Indonesia] インドネシア特有の就業ルール(1)

インドネシアは、東南アジア全体の4割に上る2億6,000万人の人口を抱え、2070年まで人口が増加すると予測されており、首都ジャカルタおよび郊外を中心に、既に2,500社を超える日系企業が進出を果たしている。一方で、同国では新興国に共通する未成熟な法律がビジネスの阻害要因となっており、とりわけ世界的に見ても労働者寄りに制定された労働法については、日系企業各社ともに経営上の悩みの種であると認識されている。そこで本稿では、そのインドネシア労働法に大きく影響を受ける、インドネシア特有の就業ルールについて2回に分けて解説する。第1回目の本稿では、「民主化と労働法の誕生」、「残業代、

THR、社会保障、退職金の算定基礎は固定給」および「賃金構成について」などについて解説し、次稿では、解雇、退職金の問題について解説する。

[Singapore] シンガポール 2019 年度予算案～税制改正の概要～

シンガポールでは、2019年2月18日に19年度予算案が公表された。本稿では、法人に関する税制改正、個人に関する税制改正、Goods and Services Tax(GST)に関する税制改正の3つの改正内容について、改正内容および現状の制度概要、影響する時期に分けて解説する。

[China] 中国独占禁止法執行に関する三事件の概要と解説

中国は2018年、独占禁止法施行から10年を迎えた。国家市場監督管理総局によると、ここ10年で独占禁止法の実施は著しい成果をあげ、市場の独占禁止に関する監督・管理、法治化はレベルアップし、全国的に統一された開放的、競争的、秩序ある市場システムができあがったとしている。その具体例として、18年7月31日に北京で開催された第7回中国競争政策フォーラムでは、国務院反独占委員会専門家諮問チームより、「影響力のある独占禁止法執行の10大事件」が公表され、当該10大事件は中国独占禁止法執行の目覚しい成果であるとされている。

本稿では、上記10大事件のうち、独占禁止法の規定する独占協定、市場支配的地位の濫用、経営者集中という3つの行為類型につき、それぞれ1つの法執行事例をあげて紹介する。

[China] 中国の新個人所得税の新計算方法(累計ベース)

2018年8月31日、第13期全国人民代表大会常務委員会第5回会議での個人所得税法の改正案決議を皮切りに、「新個人所得税全面実施についての徵收

管理に関する問題の公告」等の関連公告が発表された。本稿では、上記公告における居住者個人の源泉徴収税額の計算方法の変更(単月ベースから累計ベース)について解説する。

Macro Economy

アジア経済情報：アジア経済概況～2020年にかけて減速～

アジアでは、2018年3Q(10～12月期)の成長率が2Qに比べて上昇した国と低下した国が前期同様に半々だった。

中国は前期から3四半期連続で減速した。NIEsでは香港がマイナス成長で、台湾も減速した。韓国は辛うじて加速したが、シンガポールは横ばいだった。ASEAN5ではベトナムとフィリピン、タイが加速し、インドネシアは横ばい、マレーシアとインドは減速した。

今後を展望すると、19年は中国と欧州経済に加え、IT需要の減速なども要因として、アジア全体は輸出を中心に減速すると予想される。20年からは、米国も財政効果のはく落としで減速し、アジアの輸出を冷え込ませよう。

中国では、世界経済やIT需要の減速、米中摩擦の影響で、輸出関連製造業を中心に、設備投資も鈍化するとみられるが、インフラ投資や企業減税などの景気下支え策により、成長率は緩やかに低下すると予測される。輸入誘発効果の高い設備投資の鈍化は、中国向けの輸出減速を通じて、周辺のアジア各国の景気にも影響していくことになろう。特にNIEsは輸出依存度が高いため、その影響が景気の減速として現れやすいだろう。一方、ASEAN5は相対的に内需依存度が高いため、景気の減速は限定的と思われる。

なお、19年はタイ下院選挙が3月に行われたほか、インドネシア大統領・議会選挙(4月17日)、フィリピン上・下院選挙(5月13日)、インド下院選挙(5月23日)と前半に国政選挙が目白押しだ。選挙結果次第では経済にも影響が及ぶため、これらの政治イベントに要注意である。



勃興する深圳ベンチャー企業 II 紅いシリコンバレーの今と 躍動する深圳ベンチャー企業

鈴木 道人 みずほ銀行(中国)深圳支店

「勃興する深圳ベンチャー企業～紅いシリコンバレーで何が起こっているのか～」との表題で昨年、深圳では短期間で多くのベンチャー企業が成長し、その一部がユニコーン企業へ進化していく理由を、深圳独自のエコシステム、サプライチェーン、深圳に本拠地を構えるグローバル中国企業との関係、深圳市政府の存在——の4つの視点から説明した。

前回リポートから約1年を経て、深圳はイノベーション都市としての歩みを着実に進めている。2018年の同市の新規企業登録件数は29万社に上り、同市内に本拠地を置くユニコーン企業も15社と、前年から3社増加した。さらに今年2月には、中国国務院がペイエリア構想において、深圳を世界に影響力を持つイノベーション都市について方針を発表し、これまで以上に注目度が集まっている。

かかる状況下、みずほ銀行深圳支店はベンチャー企業支援課を立ち上げ、これら増加する深圳ベンチャー企業の実態把握を加速させてきた。今回はAI、自動運転、ロボティックスなど、さまざまな深圳ベンチャー企業との接点を通じて感じた今の深圳について報告するとともに、これら深圳のベンチャー企業が今後どのように発展していくのかを考えてみたい。

1. 数字から見る今の深圳

深圳ベンチャー企業のホームページを見ると、Aラウンド¹で1億元調達、といった内容を見ることが多い。中国におけるベンチャー企業への投資金額は17年まで右肩上がりで伸びており(図表1)、18年も第3四半期までに1,642億元(約250億米ドル)と、多額の資金が投じられている。

背景には、減速感はあるものの、引き続き中国

【図表1】中国のベンチャー企業への投資額・件数



(資料)私募通

¹ ベンチャー企業が事業を本格的に開始するに当たり、ベンチャーキャピタルなどから出資を受ける初期段階の資金調達を指す。シリーズAともいう。

経済が成長を続けていることのほか、投資により得たリターンを新たな投資に回す好循環が起きていること、また創業を奨励するために中央、地方政府が政府系投資ファンドを通じて巨額の資金を投じ、ベンチャー企業支援の一翼を担っていることなどが考えられる。深圳を含む華南地区には約 150 の政府系投資ファンドあり、累計約数千億元がファンドに投資されているとの試算²もあり、これらが民間では難しいベンチャー企業のリスクを一部請け負っていることは間違いない。

一方で投資件数をみると、18 年は前年を若干下回ることが予想される。国内都市別の投資件数比率には大きな変動はないため、これは中国全体の動きと思われる。これまで豊富な資金を背景に幅広いベンチャー企業に対してベンチャーキャピタルファンド(以下 VCF)から投資がなされてきたが、優良な投資先が限られる中、一部のベンチャー企業に資金が集中していることが推測される。ベンチャー企業への平均投資金額は 16 年 3,800 万元、17 年 4,500 万元、2018 年(1~3Q)6,700 万元と急増している³ことも、同現象を裏付けているといえよう。

深圳のファンドマネージャーは「大学との連携、ファンドマネージャー仲間、あらゆるルートから情報を収集している。良い案件であれば時間との勝負となるため、自分たちで管理する複数のファンドのどこから投資するのが最適かを見極め、すぐさま投資の検討を開始する。さもなければ、あっという間に資金が集まり、募集が打ち切られてしまう」と話す。

VCF が投資する対象先企業にも徐々に変化が見られる。これまで巨大な中国市場を対象とした

E コマースや配車サービスなどプラットホーム系企業が多かったが、現在はプラットホームに乗せるコンテンツや技術的な優位性を持つ企業への投資を加速させる動きが顕著になっている。ある事業会社の投資部門は「プラットホーム企業には十分に投資をした。これを成長させるためには強力なコンテンツやプラットホームを強化する独自の技術を持つ企業との連携が不可欠である。日系企業の技術力は誰しもが認めており、今年は日系企業との連携のため、頻繁に日本へ出張するつもりだ」と、日系企業との連携を望んでいると話す。

一方で、今後のベンチャー投資を予想する上で気になる数字がある。足もとのファンド組成件数の減少と、それに伴うファンドによる募集資金の減少である。17 年には 895 件のファンドが設立されているが、18 年 1~3Q は 402 件と半減している。理由としては、中国証券監督管理委員会(以下、証監会)が管理規制を厳しくし、新たなファンド設立のハードルが上がっていることや、以前より時間がかかるようになったことが挙げられる。証監会の動きの背景には、P2P による貸出金の焦げ付きや詐欺行為など金融に絡む問題が近年、社会問題化したことがある。加えて、LP⁴投資家の GP⁵に対する要求が多様化、専門化し、GP の選択をより慎重に行うことなどが挙げられる。これらの事象により、優良なベンチャー企業への投資にさらに拍車がかかる事になろう。

かかる状況を踏まえると、深圳がイノベーション都市として更に発展していくためには、単にベンチャー企業の数を増やすだけでなく、投資家から魅力

² 2018 年政府引導基金専題研究報告

³ 2018 年第三季度中国創業投資市場研究報告

⁴ Limited Partner。有限責任を持つ出資者、投資家を指す。

⁵ General Partner。ファンドの業務執行を担う組合員で、無限責任を持つ。

的に映るベンチャー企業を今まで以上に育てていくことが重要であろう。逆に中国市場を開拓する意欲があり、技術力を持つ魅力的な日系ベンチャー企業にとってはチャンスとなる。実際に「日本とは一桁違うエクイティ市場はとても魅力的である。当社の技術力・製品力をもって中国市場に打って出る」と自信を覗かせる日系ベンチャー企業もある。

2. 深圳の人材誘致政策とイノベーション

(1)ピーコック計画

李克強首相が14年に「大衆創業、万衆創新」(大衆による創業、万人によるイノベーション)を提唱後、深圳市はマイカースペースやアクセラレーターの新設、産業園区の創設など、ベンチャー企業の活動場所を提供してきた。これらの結果、多くの深圳発のベンチャー企業が誕生し、深圳はイノベーション都市であるとの印象を刻み込むとともに、さらに投資家から選ばれるベンチャー企業の育成に向け、量から質への転換を強力に推し進めている。

数々の政策の中で、特に注目されるのがピーコック計画と呼ばれる人材誘致政策である(図表2)。国が主導する千人計画という人材誘致政策がある

が、これに選ばれると研究機関や中央企業などの上級管理職や専門職へ就任したり、国家重点プロジェクト責任者へ抜擢されるなど、必ずしもベンチャー企業を主眼とした誘致政策とはなっていない。

一方、ピーコック計画は11年にスタートした深圳独自の人材誘致政策である。海外の優秀な人材や研究チームを誘致することにより、質の高いベンチャー企業を増加させ、イノベーションを促進させることを目的としており、開始から8年を経て、その成果が深圳ベンチャー企業の成熟度を高めている。

ピーコック計画では既に3,000人を超えるハイレベル人材に補助金が交付されている。個人ではランク毎にそれぞれ160万～300万元の給付をはじめ、医療や子女の就学、戸籍取得の優遇措置がなされる。またチームに対しては最高1億元が給付され、ドローンのDJIをはじめ、折り曲げ可能な液晶を開発し、最近では自社の液晶を搭載したスマホを市場投入した柔宇科技もピーコック計画の恩恵を享受したベンチャー企業である。これまでに給付対象となった業種分野は幅広く、遺伝子、再生医療などの医療系や、半導体にかかるパッケージ技術、素材、新メモリ開発、燃料電池、3Dディスプレー、

【図表2】ピーコック(孔雀)計画の概要

	ハイレベル人材	ハイレベル研究チーム
対象	最新の科学技術や国際市場に精通した経験豊富な人材	インターネット、新エネルギー、新材料、ロボット工学などの新興産業中心
条件	海外人材：1年間以上の雇用契約の締結 帰国人材：勤務先あるいは起業時の設立場所が深圳	リーダー1人、中心メンバー2人以上で構成、うち半数以上は常勤社員 補助金受領後、深圳において5年以上連続で勤務
優遇政策	補助金の給付(人材レベルに応じて1人当たり160万～300万人民元) 家賃補助、医療、出入国や居住のサポート 帶同家族、就学、戸籍などの優遇措置	補助金の給付(グループ当たり平均2,000万・最高で1億人民元)

(資料)深圳市政府ほか

ナノテクノロジーなど多岐にわたる分野の個人や研究チームが選ばれている。

ピーコック計画に選ばれたベンチャー企業や経営者の事例は図表3の通りだが、いずれも海外の研究分野で功績を収め、発明や特許を保有する優秀な人材が呼び込まれていることから、選定のキーワードは「発明」「初めて」「No.1」などとみられる。そして、こうした独自技術を有していたり、低コストかつ技術力も兼ね備えたベンチャー企業を発掘し、その成長を支援することで、他にはないイノベーション都市を作りだそうとしている。

上記ベンチャー企業への補助金以外にも、同市内の大学や研究所の研究者に対する資金供与も活発に行っている。研究段階で資金を投下し、やがて孵化しベンチャー企業となっていく。早い段階から他都市にはない人材誘致を進めることで、着実に特色を持ったベンチャー企業が増加していると感じる。

(2) 実装都市深圳

深圳は街全体がイノベーションの実験室である。同市に本拠地を置くテンセントのWechatペイとQRコードを中心とした決済システムがこの実験室を支



深圳市内の無人コンビニ(筆者撮影)

【図表3】ピーコック計画認定事例

A社	
業種・分野	AI、画像判別技術を活用した病気診断のシステム開発
概要	<ul style="list-style-type: none"> 肺の病気であれば 19 種類の疾患を見分け、痴呆症の判断も可能 CEO は米国の大学教授を経て、米 FDA 認可の肺癌補助診断製品や顕微鏡肺結核 CAD 製品を発明
B社 *当社副総裁個人を認定	
業種・分野	3D センサーのチップ開発
概要	<ul style="list-style-type: none"> 2013 年設立、従業員 500 名超 業界では世界 4 位、顧客は世界各地に 2,000 社超 当社の応用技術が OPPO の最新スマホに採用、顔認証システムとして導入済み
C社	
業種・分野	世界最大の液晶手書きタブレットを開発
概要	<ul style="list-style-type: none"> 最大 58 インチの商品を 3~4 枚並べて使うことで黒板として利用可能 国内外で複数の特許を有し、月間 3 万個を販売 創業者は米国から帰国し 2014 年に創業

(資料)各社ホームページ等よりみずほ銀行(中国)深圳支店作成

えており、現在の流行は無人コンビニ、無人ホテル、また店員によるサービスを極力省力化したレストランなどである。無人コンビニの「闪士多」(写真)は市内に既に 10 店舗ほど構えているほか、無人ホテルの「楽易住智」は 3 店舗展開しており、予約や精算はもとより、部屋までの案内もロボットが行う。火鍋レストランは予約の電話をすると自動音声で対応し、メニューの QR コードを読むことで注文できるので、店員に注文しなくても飲食が可能だ。

その他にも、顔認証による自動決済サービスや、ドローンの活用、自動運転システム技術による無人バスの導入など、実用化に向けたさまざまな実験が市内各所で進み、日々データを積み重ねている。例えば顔認証自動決済は、アリペイと連携したサービスとなっており、大手コンビニやファストフード店、無人店舗などで導入実験が行われている。技術力をも

【事例】「カーボンナノチューブで世界を変える」ベンチャー企業

D社は16年に設立されたカーボンナノチューブ(以下、CNT)の量産技術を保有する深圳のベンチャー企業で、ピーコック計画にも認定されている。

同社が開発するCNTは機械的強度、弾性、導電性、熱伝導の面において、新しい材料として注目される半面、安価に量産することが難しく、事業化が大きな課題となっていたが、当社がいち早く量産化を実現し、既にサンプル提供を開始している。

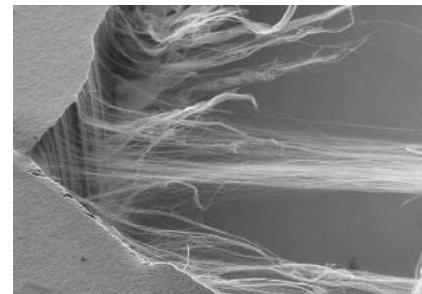
この高品質で安価なCNTは応用範囲が極めて広いといわれている。例えば、導電性のメリットからリチウムイオン電池の材料や電気自動車の固体電池へ応用されている。また、力学特性の観点から、自動車のボディへの応用も期待されている。創業者である代表は「既にサンプルを評価頂いた企業からの反応に手ごたえを感じている。今年は事業を一気に拡大したい」と意気込みを示す。

代表は中国人だが、日本で学んだ経験を持ち、米国の大学で教鞭をとるなど研究の第一線を歩んできた。その後、CNTの特性を持って世界を変えたいとの強い思いで一念発起し、事業家として既に成功を納めていた中国時代の同級生とともに、深圳に拠点を構え事業をスタートさせた。また、代表は日本についても特別な思いを持っており、中国との差が縮まっているとはいえ、世界をリードしている日本の材料分野の研究を世界にアピールしていきたいと考えている。当社の要求水準を満たす設備は、技術力の高い日本の中企業でしか作ることができないため、自分たちが事業を拡大することで、これら日本の中企業にもスポットライトを当てていきたいと訴える。

ったベンチャー企業に積極的に実験をさせ、技術開発で他社に先行させる。深圳でドローンが商品配送に行き交い、自動運転の無人バスに乗ることが出来るのも、さほど遠い未来ではないかも知れない。

3. 躍動する深圳ベンチャー企業

ピーコック計画による人材誘致政策により着実に技術や独自性を有したベンチャー企業が増え、それらが日々、新たな実証実験を繰り返す中、深圳は今後どのように発展していくのであろうか。深圳で昨今、注目されているベンチャー企業D社(囲み参照)のように、玉石混合の中から確かな技術と熱意を持って世界に羽ばたこうとする、また既に羽ばたき始めたベンチャー企業が存在してい



当社のカーボンナノチューブ

ることは事実である。さらに、そうした経営者の多くが日本企業に対して信頼と期待を寄せ、その技術力や完成度の高さを賞賛していることも紛れもない事実である。

深圳のサプライチェーンを巧みに活用し、安価なモノ作りで成功を収めている深圳ベンチャー企業も多く存在する。一方で今後、主流となるのは、誰でも作れるモノを安く作る企業ではなく、誰もが作れないモノを安く作るベンチャー企業となるであろう。こうした、これからの時代を担っていく深圳ベンチャー企業と日系企業との接点となって、日中協業による新しいビジネスをサポートして参りたい。



【Vietnam】

付加価値税控除・還付の留意点

逆井将也 I-GLOCAL CO., LTD.

1. はじめに

ベトナムの付加価値税(以下、VAT)は、日本の消費税と同じく間接税であり、申告納税義務は企業にあるものの、最終消費者が税金の負担者となるため企業にとっては本来コストではない。しかし 2016 年の法令改正以降、VAT の還付条件が厳しくなったことや、税務調査で過去の VAT 控除や還付を否認されてしまうケースが見られるなど、注意すべき点が多い。本稿では VAT の基本事項について説明したうえで、近年の税務調査事例を踏まえた VAT 控除・還付の実務上の留意点について説明する。

2. VAT の基本事項

2.1 税率

VAT の標準税率は 10%、水や食料品等の必需品には税率5%が適用される。また、輸出取引に対しては税率0%が適用され、輸出加工企業(以下、EPE)に対する取引についても輸出とみなされるため税率0%が適用される。税率0%の取引も VAT の申告義務があり、条件を満たした場合には仕入時の VAT の控除や還付が認められる。一方、医療サービスや生命保険等、VAT の性質に合わない特定の商品・サービスに対する取引や社会政策上配慮されているものは、日本同様に非課税と定められており、当該取引に対する申告納税の義務はなく、VAT の控除や還付も認められていない。

なお、ソフトウェアおよびソフトウェアサービスに対する VAT は優遇されており非課税となる。対象と

なるソフトウェアに関しては、Circular 09/2013/TT-BTTTT にリスト化されており、自社の製品もしくはサービスが当リストの中に含まれる場合、VAT は非課税となる。しかし、リストの項目には詳細まで規定されておらず、将来の税務調査でリストの項目に該当していないと指摘されるリスクがあるため、対象企業は税務局から事前にオフィシャルレターを取得することを推奨する。

2.2 申告納税方法および VAT 控除

VAT の計算方法には、「控除方式」、「帳簿方式」の2種類があるが、売上に対する VAT(以下、売上 VAT)から仕入に対する VAT(以下、仕入 VAT)を控除した後の金額を申告納税する「控除方式」が一般的であるため、本稿では「控除方式」を適用することを前提に説明する。

企業は商品やサービスを取引するなかで仕入 VAT を支払い、売上 VAT を受け取っているため、売上 VAT から仕入 VAT を控除した後の金額を申告納税することとなる。なお、仕入 VAT が売上 VAT を超過している場合は、当該超過額を無期限に繰り延べることができ、将来の売上 VAT と控除することができます。

仕入 VAT の控除には、以下すべての証憑が必要となるため、注意しなければならない。

- a. レッドインボイスもしくは電子インボイス(以下、VAT インボイス)

- b. 銀行送金証明書(2,000万VND以上の取引の場合)
- c. 契約書
- d. 通関書類(輸出取引の場合)

VAT インボイスについては、会社名、会社住所および税コード等すべての情報が正確に記載されなければならず、かつベトナム語での記載が求められる。VAT インボイスに不備がある場合は、仕入 VAT の控除ができないだけでなく、法人税においても損金不算入となってしまうため、慎重に管理することをお勧めする。

申告納税のタイミングは月次もしくは四半期ごととなり、設立から1年未満の新規設立法人もしくは前年度売上が 500 億 VND 以下の場合のみ、四半期申告納税が可能となる。申告納税手続きについては、専用のソフトウェアを利用したオンラインでの手続きが求められている。

2.3 VAT 還付手続き

仕入 VAT 控除後の余った仕入 VAT に対し、一定の要件を満たした場合は、VAT を還付することが可能となる。VAT 還付が可能となるのは、原則として新規設立企業の生産開始前、もしくは輸出売上にかかる仕入取引(輸出売上高の 10%が還付上限額)に対してとなり、還付要件はそれぞれ以下のすべてを満たすことである。

① 新規設立企業の生産開始前の仕入 VAT の還付要件

- a. 設立から1年以上経過している
- b. 仕入 VAT 残高が3億 VND 以上ある
- c. 資本金が全額拠出されている(資本金

入金期限以降の場合)

- ② 輸出売上にかかる仕入 VAT の還付要件
 - a. 仕入 VAT 残高が3億 VND 以上ある
 - b. 税関法に基づいた必要書類の用意および申告手続きを行っている
 - c. 税関法および関連規定において指定される場所で輸出手続きが行われている

従来、VAT 還付の対象はより広いものであったが、16 年に法令改正が行われ、上述に該当する企業のみが対象となった。さらに②について、輸入品を製造・加工せずに輸出する場合、16 年 7 月 1 日～18 年 1 月 31 日の期間に対する VAT の還付は不可能となっている(詳細後述)。設立して間もない企業の多くは、初期投資時に多額の仕入 VAT が発生しており、VAT 還付を想定した予算計画を立てることが多かったため、当改正はかかる新規設立企業に対して大きな影響を与えた。

なお、VAT 還付の申請手続きは、従来の紙による申請に加え、オンラインでの申請も可能となっている。現時点ではレッドインボイスなど紙媒体の必要証憑をオンライン上にアップデートする手間がかかることもあり、依然として紙による申請が一般的となっている。ただし、20 年 11 月より紙のレッドインボイスより電子インボイスへの切り替えが義務化される予定となっており、近年は電子インボイスを使用する企業も増えてきていることから、今後はオンラインでの申請も一般的になっていくと考えられる。

3. VAT 控除・還付に関する実務上の留意点

3.1 VAT 還付手続きの税務調査の特徴

日本の消費税還付は法令に沿って申請し、税務

調査なしで原則還付されるが、ベトナムのVAT還付は初回申請時に必ず税務調査が行われ、二回目以降も還付後に税務調査が行われる場合もあるため、申請から還付を受けるまでに数ヶ月期間を要する。また、当該税務調査では個人所得税や法人税など他の税金についても調査される可能性もあり、過去の申告漏れや不備を指摘されてしまい追徴課税を課される事例もある。そのため、VAT還付を申請する際には、事前にVATインボイスや契約書等の書類を揃えておくだけでなく、将来のキャッシュ・フローも考え、他の税金に関しても過去の申告漏れや不備が無いか確認しておくことを推奨する。

また、税務局はVAT還付に対して非協力的な姿勢なため、理不尽な理由で還付を認めないとや、還付を認めたにも関わらず送金までに時間を要することもある。このため、資金繰りを考える際には慎重に時間を見積ることをお勧めする。

なお、控除しきれない仕入VATは期限なく繰り越すことが可能なため、還付手続きにかかる労力や、還付が否認されるリスクを勘案し、敢えて還付申請をせずに将来の売上VATと控除するという選択肢も検討の余地がある。

3.2 輸入品を製造・加工せずに輸出する場合のVAT還付

輸出売上にかかる仕入VATの還付は、上述の条件を満たした場合に可能である。ただし、輸入品を製造・加工せずに輸出(EPEへの販売も含む)する場合について、16年7月1日～18年1月31日の期間に対するVATの還付は認められないため、該当する企業は注意いただきたい。たとえば、原材料をベトナム国外から輸入し、そのまま製造・加工せずにEPEや国外へ販売するケースが該当する。

背景として、16年の法令改正に併せ、輸入品を製造・加工せずに輸出する場合はVAT還付が認められなくなっていた。一方、18年2月以降はDecree146/2017/ND-CPが発行されたことによりVAT還付が認められるようになった。しかし、当還付の適用可能時期が明示されていないため、各地方税務局の見解では、当法令が有効となった18年2月以降よりVAT還付が可能になると解釈されている。

3.3 会社負担の駐在員のアパート代・ホテル代・レンタカ一代

多くの会社がベトナムに赴任する駐在員が居住するアパート代やホテル代、通勤のためのレンタカ一代を会社負担としている。これらの費用は、駐在員個人が消費しているもので、会社の事業と関連しない費用とみなされ、VAT控除・還付の対象外となる。VAT控除が可能と誤って認識してしまい、長年にわたりVAT控除を続けてきた結果、税務調査で否認されてしまった事例があるため、注意いただきたい。これらの費用は自主的にVAT控除・還付には含めないよう調整することをお勧めする。

3.4 福利厚生費

14年11月14日以前は、福利厚生に関する費用について、VAT控除・還付の対象外であった。一方、14年11月15日以降は、以下の書類を用意してある場合、当該費用に対するVATの控除・還付が認められるようになった。以下の証憑は法人税額算出において損金算入するためにも必要となるため、留意いただきたい。

- a. 福利厚生の内容(目的・金額・対象者等)が明記された財務規定や労働契約書等の社内規定
- b. 商品・サービス購入時のVATインボイス

- (2,000 万 VND 以上の場合には現金決済ではない支払証憑)
- c. 労働組合(組合がある場合)または福利厚生担当者の提案書
 - d. 会社代表者による決定書
 - e. 各種証明書(入院証明書、結婚証明書、死亡報告証明書等)のコピー
 - f. 対象となる従業員のリスト

上述の証憑を用意しておらず、税務調査で VAT だけでなく法人税においても指摘を受けてしまった事例があるため、日常的にこれらの書類を備えておくよう社内体制を構築いただきたい。

3.5 立替費用

ベトナム法人が十分な資金を有していない期間や法人設立前において、各種取引への支払いを親会社等に立替払いしてもらうケースがある。このような立替費用について、返済が完了する前の状態では、VAT 控除・還付を行えない点に留意いただきたい。この点を把握しておらず VAT 控除を続けてしまい、税務調査で当該費用に対する仕入 VAT を認められなかった事例があるため、返済完了後に控除や還付を行うよう気を付けていただきたい。

また、立替費用を VAT 控除・還付の対象とするためには、VAT インボイスや契約書等に加え、立替合意書および委任状を用意しておく必要がある。ベトナム法人設立前の立替費用については、実務上まずは親会社の名義で VAT インボイスや契約書を発行し、法人設立後にベトナム法人の名義に修正する必要がある点も認識いただきたい。

なお、ベトナム法人設立前の費用を親会社等の

国外法人が立替払いする場合、中央銀行の規定上、ベトナムの銀行で国外会社の非居住者口座を開設し、当口座から各費用を支払う必要があるため、法人設立準備段階で当口座の開設について銀行に相談することを推奨する。

4. おわりに

ベトナムの VAT は還付が容易でないことに加え、控除・還付が認められていない費用もある点、および控除・還付が行える場合でも VAT インボイスや契約関係書類等の厳格な証憑管理が求められる点に留意いただきたい。現在ベトナムではレッドインボイスの電子化が進められており、20 年 11 月以降は義務化される予定となっている。今後紙媒体から電子媒体へと管理方法が変わっていく中で、注意すべき点も変わっていくと想定されるため、定期的に法令情報や税務調査事例をアップデートしていくことをお勧めする。



逆井 将也
(さかさい まさや)
I-GLOCAL CO., LTD.
USCPA



慶應義塾大商学部卒業。生命保険会社で顧客対応、経理、内部統制等に関わる仕事をする傍ら、米国公認会計士を取得。2017 年初めより I-GLOCAL に入社し、ハノイ事務所にて企業のベトナム進出支援から進出後の会計・税務・人事労務を中心としたコンサルティングに従事。

Business



【Indonesia】

インドネシア特有の就業ルール(1)

森智和 パーソルケリーコンサルティング

インドネシアは、東南アジア全体の4割に上る2億6,000万人の人口を抱え、2070年まで人口が増加すると予測されており、首都ジャカルタおよび郊外を中心に、既に2,500社を超える日系企業が進出を果たしています。一方で、同国では新興国に共通する未成熟な法律がビジネスの阻害要因となっており、とりわけ世界的に見ても労働者寄りに制定された労働法については、日系企業各社ともに経営上の悩みの種であると認識されています。そこで本稿では、そのインドネシア労働法に大きく影響を受ける、インドネシア特有の就業ルールについて2回に分けて解説します。

民主化と労働法の誕生

インドネシアは1998年に独裁政権が崩壊し、民主的な選挙が行われたのは2001年からとなり、民主化の歴史はまだ浅いと言えます。民主化されて間もない01年、独立の父であるスカルト元初代大統領の実娘であるメガワティ氏が大統領に就任しますが、民主化の波の中で巨大化し政治をも手中にするほど的一大勢力となった労働組合連合のトップを労働大臣に就任せ、インドネシア全土の労働者の注目を集めました。労働組合のトップが労働大臣へ——。これが、アジアで最も労働者有利と評されるインドネシア労働法誕生のきっかけとなります。

残業代、THR、社会保障、退職金の算定基礎は固定給

労働法やそれを補完する政令や大臣令などにより、残業代、THR(宗教大祭手当)、および退職金の算出に必要となる算定基礎に「固定給」を使用することを定めています¹。会社によっては「基本給」を算定基礎とするケースがありますが、その場合は直ちに固定給に変更され、正しく運用を行う必要があります。

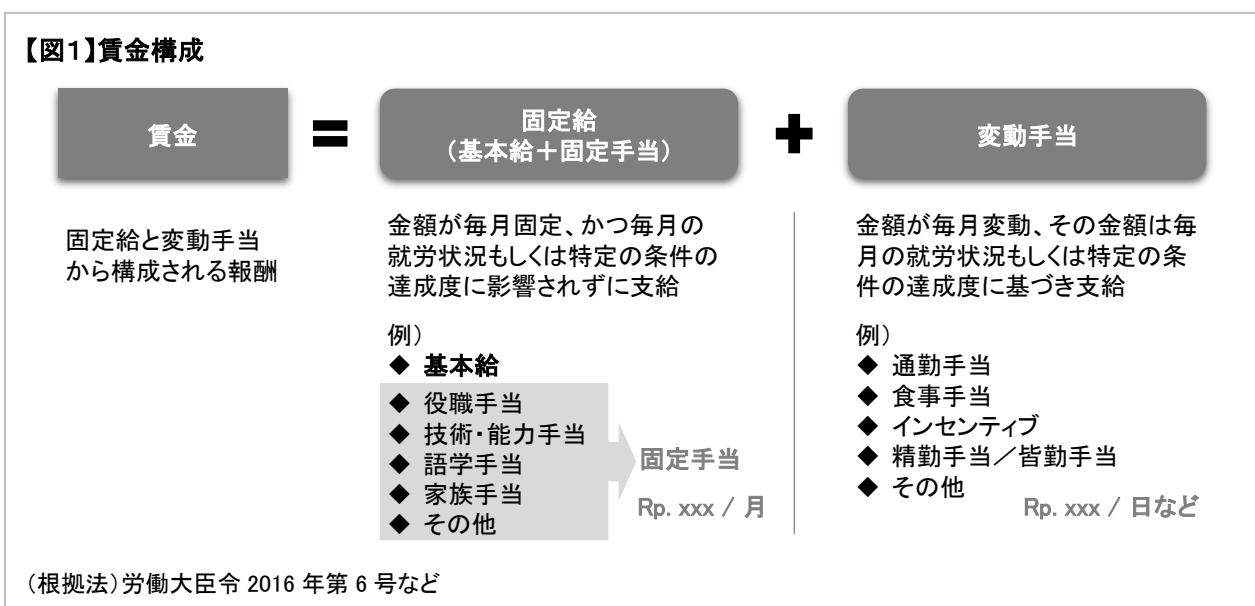
賃金構成

次頁図1の通り、賃金の構成は、大分類で「固定給」と「変動手当」の二つからなります。そして固定給は、「基本給」と「固定手当」の二つからなります。固定給とは、金額が毎月固定され、かつ毎月の就労状況もしくは特定の条件の達成度に影響されずに支給される報酬を指します。一方、変動手当は、金額が毎月変動し、その金額は毎月の就労状況もしくは特定の条件の達成度に基づき支給される報酬を指します。

固定給に構成される固定手当は、代表的なものに「役職手当」、「能力手当」、「語学手当」、「家族手当」があります。もちろん、これら手当は会社側の任意で設けることができますが、“ひと月〇〇ルピア”と定められ、勤怠や目標の達成の影響を受

¹ 根拠法: 大臣令16年第6号など

【図1】賃金構成



けない固定の手当を指します。当然ながら、この固定手当が大きければ大きいほど、固定給の額も大きくなります。

一方、変動手当は、「通勤手当」、「食事手当」、「インセンティブ」、「皆勤手当」といった手當に代表され、勤怠や目標の達成の影響を受け、額が変動する手当を指します。もちろん、残業時間によって支給額が変動する残業代(時間外労働賃金)も、変動手当の一部となります。

前述にて固定給が、残業代、THR、社会保障、および退職金の算出の算定基礎になることについて触れましたが、この構成を知ることは法に則した対応を行うために非常に重要なものとなります。基本給を誤って算定基礎として使用し、それが労働局に知られると、手痛い行政指導を受けることになります。

とある日系企業では、過去5年間に遡り、固定給と基本給との差額分を追加し、2カ月以内に従業員へ支払うよう行政指導を受けた、という事例が起きています。当該企業では従業員数が500名

を超えていましたから、過去5年分ともなると膨大な金額となります。なお、この問題が労働局に露呈した背景は、従業員からの密告や告発ではなく、解雇処分であった事が、後になって判明しています。会社から解雇処分を受け不満に思った従業員が労働局に駆け込んだ際、担当官から当該従業員に対する事情聴取の中に、基本給を算定基礎としてTHRが支払われている事実が発覚。その情報を基に後日、担当官がその会社を監査したという流れです。従業員本人は労働法に対する知識を持ち合わせず、解雇処分を受けたことについて相談に行ったつもりでしたが、このように、他の問題から担当官が違法性の“ニオイ”をかぎつけることも十分にあります。

また、THR以上に経営者の頭を悩ますのは、退職金です。アジアで最も高く退職金の計算倍率が高いとされるインドネシアでは、勤続年数以外に、この固定給の額が大きければ大きいほど、会社が拠出する退職金も大きくなります。退職金コストの重さから、正社員雇用を避け、契約社員にとどめようとする日系各社の動きが顕著にみられます。

疾病/傷病休暇⇒有給

インドネシア労働法の特徴ともいえるものとして、疾病休暇(いわゆる病欠)の際、その従業員が会社復帰後に医師の診断書を提出した場合、会社は従業員の持つ年次有給休暇および賃金を削減することが禁じられる、という点です²。これは図2の通り、最長12カ月間認められ、有給休暇となるために、結果として医師の診断書に見せかけたニセモノが流通したり、偽造などの犯罪に手を染める従業員が後を絶たないという問題があります。そのため、当該従業員が正しく療養や治療を受けているかの確認も含め、療養中の従業員宅や入院先に、見舞いに行くことも必要な対応となっています。

特別休暇

インドネシアも日本と同様、法律で定める特別休暇が存在します。主に、従業員本人および親族の冠婚葬祭に対し休暇が認められており、その休暇は有給となります。

しかし、ここにインドネシア特有ともいえる休暇があります。それは、「宗教義務の履行における特別休暇」です。日本人には“宗教義務の履行”と言われてもピンときませんが、これは、イスラム教徒によるサウジアラビアに在るイスラム教の聖地、

【図2】疾病/傷病休暇

- ・ 疾病/傷病休暇において、療養期間の定めはあっても、医師の診断書がある場合、賃金のカット、あるいは年次有給休暇の削減は認められない
- ・ 短期の場合は下表1が適用される
- ・ 長期にわたって治療が必要な場合も、賃金は保障される

	病気療養期間	支給金額	備考
1	最初の4カ月間 ^{*1}	固定給の 100%	*1: 風邪、熱といった一般的な病欠でも、医師の診断書を会社に提出さえすれば最初の4カ月間は固定給100%が保障される
2	次の4カ月間	固定給の 75%	
3	その次の4カ月間	固定給の 50%	*2: 12カ月を超えてなお療養による職場復帰ができない従業員に対し、解雇を実施することが認められている。すなわち、12カ月間の間は解雇ができないことを意味する
4	12カ月を超えて、経営者が 解雇を実施するまで ^{*2}	固定給の 25%	

(根拠法)労働法 2003年第13号 93条

“メッカへの巡礼”を指します³。

このメッカ巡礼は、およそ50日間、メッカで修業を行うイスラム教五行の一つで、死ぬまでに一度は巡礼に向かうことを聖典アル・コーランにて定めています。渡航には、5,000万ルピア(約40万円相当)を宗教省に支払い、約10年近く渡航の順番を待つ必要がありますが、渡航を行う従業員から特別休暇の申請があれば、会社はそれを拒否することが禁じられています。過去に、とある日本人経営者が、この特別休暇を理解せずに却下したため、「宗教冒瀧(ぼうとく)」としてストライキの一歩手前の事態にまで進展したケースがあります。「まさか50日間も特別休暇にする法律があるとは信じられず、騙されていると思い、つい感情的に却下した」ということですが、このように、宗教が絡んだ事柄には我々の理解不足も多分にあるものです。幸い、

² 根拠法:労働法 2003年第13号

³ インドネシアはイスラム国家ではなく、キリスト教、仏教、ヒンドゥー教、および儒教を受け入れる他宗教国家ですが、宗教の中で唯一、就労日に遂行すべき義務を定めるのはイスラム教のみとなります。

ストライキには発展しませんでしたが、信仰心の高いインドネシア人において、本件は日本人の盲点ともいうべき事態であったと認識しなければなりません。

産前・産後休暇(産休)

インドネシアでは、女性従業員に付与される産前・産後休暇は3カ月間となります。日本と比較すると短く感じられますが、これもインドネシア特有の実情があります。インドネシアでは、家庭で家政婦やベビーシッターを雇用したり、親戚に子を預けたりといった文化が根強く残っています。特に、親戚による相互扶助は常識であり、昔の古き良き日本を彷彿させるものです。

社会保障 BPJS

インドネシアでは政令 2015 年第 44、45、46 号、および大統領令 2013 年第 111 号にて、民間企業に対し、5つの社会保障プログラム(労災・死亡・老齢・年金・医療)を従業員に加入させることを義務付けています。ここでも算定基礎に「固定給」が出てきますが、会社が一部を負担し、毎月、社会保障局(BPJS)へ振り込むことが義務付けられています。

この5つのプログラムのうち、日本に存在しないのが、「老齢保障」です。適用条件は「年金保障」と同じく、“定年/恒久的な障害を負った場合”を条件としますが、年金保障と異なるのは、それまでに積み立てた全額が一括で支払われる点です。なお、外国人就労者もこの積み立ての返還を受けることが可能となっており、就労ビザを解約した後に社会保障局へ還付請求を行えば、積立額が支払われます。参考までに、3年間の任期を経て帰任した場

合、約 100 万円が指定した銀行口座に振り込まれたという事例が多くあります。

この社会保障の特質すべき点は、外国人の加入義務です。次頁図3の一番右に○印を記載しておりますが、外国人就労者は5つのプログラムのうち、「年金保障」を除く4つのプログラムに加入をしなければなりません。15 年に政令が定められるまでは外国人の加入義務はありませんでしたが、当該政令施行後の 16 年1月より、外国人就労者の加入が必須となりました。4つのプログラムに加入していない場合、懲罰として、毎年の就労ビザ更新が却下されるため、この規定が施行された 16 年には多数の外国人がビザを更新できず大問題となりました。今日に至っては、ほぼすべての日本人就労者はこの社会保障に加入しており、この問題による混乱はひと段落したとみてよいでしょう。

次稿では、「インドネシア特有の就業ルール(2)」と題して、解雇、退職金の問題について触れてみたいと思います。

【図3】社会保障

- 1) 労災補償：通勤を含め就労時間中にケガをした場合、医療サービスの利用と一時金(見舞金)を支給
- 2) 死亡保障：死亡した場合、相続人に対し一時金(見舞金)を支給
- 3) 老齢保障：定年を迎えた/恒久的な障害を負ったなどの条件を満たした場合、積立額を一括支給
- 4) 年金保障：定年を迎えた/恒久的な障害を負ったなどの条件を満たした場合、定額を毎月支給
- 5) 健康保障：疾病やケガにより治療が必要な場合、医療サービスを提供

運営機関	プログラム名	保険料率(固定給 x)		外国人 加入義務
		会社負担	従業員負担	
労働保障機関	労災補償	Jaminan Kecelakaan Kerja	0.24～1.74%	- ○
	死亡保障	Jaminan Kematian	0.3%	- ○
	老齢保障	Jaminan Hari Tua	3.7%	2.0% ○
	年金保障	Jaminan Pensiun	2.0%	1.0% -
医療保障機関	医療保障	Jaminan Kesehatan	4.0%	1.0% ○

(根拠法)政令 2015 年第 44 号、45 号、46 号、および大統領令 2013 年第 111 号



森 智和
(もり ともかず)



パーソルケリーコンサルティング
(PT. Intelligence HR Solutions Indonesia)
人事労務コンサルタント、JETRO 講師
山口県出身、1982 年生まれ。2003 年よりインドネシアへ移住し、11 年以上、人事労務コンサルティングに携わる、日系 130 社の労務会員を抱えるインドネシア最大の人事労務コンサルティング・ファームの組織長。専門は、労使紛争の解決、解雇、人事制度設計、就労ビザなど。



【Singapore】

シンガポール 2019 年度予算案 ～税制改正の概要～

伊藤 潤哉 Fair Consulting Singapore

1. はじめに

2019年2月18日にシンガポール2019年度予算案(Budget 2019)が公表されました。本稿では最低限押さえておきたい、当該予算案の主要な税制改正について解説します。

2. 税制改正の詳細

法人に関する税制改正、個人に関する税制改正およびGSTに関する税制改正の詳細については、図1～3のとおりです。

【図1】法人に関する税制改正(1/2)

改正点	改正内容および現状の制度概要等	影響する時期
知的財産権の減価償却制度の延長	<p>事業に使用する目的で取得した知的財産権 (Intellectual Property Rights) の減価償却制度 (Writing-Down Allowances) が、YA2025まで延長されます。</p> <p>なお現状、知的財産権には下記のものが含まれ、取得原価を定額法(5年、10年または15年)で減価償却することができます。</p> <p>【知的財産権】特許、著作権、商標、意匠、地理的表示、半導体集積回路配置、企業秘密または商業的価値を有する情報、植物の品種</p>	YA2025*まで延長
シンガポール上場不動産投資信託にかかる優遇制度の延長	<p>シンガポール証券取引所に上場する不動産投資信託 (S-REITs) に関する優遇制度が 25年12月末まで延長されます。</p> <p>なお現状、不動産投資信託を保有する適格非居住者への課税所得の分配に対して課される源泉税率は 10%に軽減されています。</p> <p>一方、S-REITs の分配金を受領した個人にかかる免税規定は廃止される見込みです。</p> <p>* 詳細は 19年5月までに MAS より公表予定。</p>	25年12月末まで延長
シンガポール上場不動産投資信託指数関連商品にかかる優遇制度の延長	<p>シンガポール証券取引所に上場する不動産投資信託指数関連商品 (REITs ETFs) に関する優遇制度が 25年12月末まで延長されます。</p> <p>なお現状、不動産投資信託指数関連商品を保有する適格非居住者への分配に対して課される源泉税率は 10%に軽減されています。</p> <p>一方、REITs ETFs の分配金を受領した個人にかかる免税規定は廃止される見込みです。</p> <p>* 詳細は 19年5月までに MAS より公表予定。</p>	25年12月末まで延長

*YA: Year of Assessment = 賦課年度。

【図1】法人に関する税制改正(2/2)

改正点	改正内容および現状の制度概要等	影響する時期
指定ユニット・トラストにかかる優遇制度の廃止	指定ユニット・トラスト (Designated Unit Trust) スキームが 19 年 3 月 31 日をもって廃止されます。 なお現状、指定ユニット・トラストが稼得した特定の所得に対しては、受託者には課税されず、利益の配分を受けた出資者に直接課税されるパススルー課税が認められています。	19 年 3 月 31 日をもって廃止
認定ユニット・トラストにかかる優遇制度の廃止	認定ユニット・トラスト (Approved Unit Trust) スキームが 19 年 2 月 18 日をもって廃止されます。 なお現状、認定ユニット・トラストが稼得した投資所得に関して、受託者には一部の所得に対してのみ課税され、残りの所得は利益の配分を受けた出資者に直接課税されるパススルー課税が認められています。	19 年 2 月 18 日をもって廃止

【図2】個人に関する税制改正

改正点	改正内容および現状の制度概要等	影響する時期
個人所得税還付の付与	YA2019 の納税額に対して 50% の個人所得税還付 (Personal Income Tax Rebate) が付与されます。対象者は居住者のみで、個人所得税還付の上限額は 200 シンガポールドル (以下、S\$) となります。	YA2019 のみ付与
ワーキングマザーに対する祖父母介護控除対象の拡大	祖父母介護控除 (Grandparent Caregiver Relief) の適用要件のうち、子供の対象年齢の制限 (従来までは 12 歳以下が対象) が YA2020 から撤廃されます。 なお現状、適用要件を満たしたワーキングマザーには、最大 S\$3,000 の祖父母介護控除が認められています。	YA2020 から拡大
NOR スキームの廃止	NOR (Not Ordinarily Resident) スキーム**が YA2020 をもって廃止されます。 なお現状、NOR スキームの適用対象者は下記の優遇を受けることが可能です。 <ul style="list-style-type: none"> ▪ シンガポール勤務に基づく所得のうち、ビジネス目的でのシンガポール国外滞在日数に対応する所得への課税の免除 ▪ シンガポール国外の強制ではない年金基金等への拠出額のうち、会社負担額への課税の免除 	YA2020 をもって廃止

**非永久居住者の特定所得に対する免税制度。

出所：いずれも IRAS の情報を基に筆者作成

【図3】GSTに関する税制改正

改正点	改正内容および現状の制度概要等	影響する時期
輸入 GST の免税範囲の縮小	<p>シンガポールへ商品を持ち込む場合の旅行者(EP保有者等を除く)に対する輸入 GST の免税範囲が、19年2月19日以降、下記のとおり縮小されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 48時間以上のシンガポール国外滞在:S\$500(従来まではS\$600) ▪ 48時間未満のシンガポール国外滞在:S\$100(従来まではS\$150) 	19年2月19日から縮小
シンガポール上場不動産投資信託および登録ビジネストラストにかかる優遇制度の延長	<p>インフラ事業や船舶、航空機リースのシンガポール証券取引所に上場する不動産投資信託や登録ビジネストラスト(Registered Business Trusts)に関する優遇制度が25年12月末まで延長されます。</p> <p>※ 詳細は19年5月までにMASより公表予定。</p>	25年12月末まで延長

出所:IRASの情報を基に筆者作成



FAIRCONSULTING GROUP

伊藤 潤哉
(いとう じゅんや)
FAIR CONSULTING SINGAPORE
PTE.LTD.

監査法人において会計監査、内部統制構築・運用支援および国際会計基準の導入支援を担当するなど、監査および会計コンサルティング全般に対する数々の経験を有する。現職ではシンガポールにおいて、日系企業のシンガポール進出のサポートや、進出後の日系企業の財務・会計・税務面でのサポートを幅広く行っており、クライアントのニーズを把握した質の高いサービスを提供している。



中国独占禁止法執行に関する 三事件の概要と解説

張超 君澤君法律事務所

中国は2018年、独占禁止法施行から10年を迎えた。国家市場監督管理総局によると、ここ10年で独占禁止法の実施は著しい成果をあげ、市場の独占禁止に関する監督・管理、法治化は絶えずレベルアップし、全国的に統一された開放的、競争的、秩序ある市場システムができあがった、とされる。その具体例として、18年7月31日に北京で開催された第7回中国競争政策フォーラムでは、國務院反独占委員会専門家諮詢チームより、「影響力のある独占禁止法執行の10大事件」が公表され、当該10大事件は中国独占禁止法執行の目覚しい成果であるとされている¹。

本稿では、上記10大事件のうち、独占禁止法の規定する独占協定、市場支配的地位の濫用、経営者集中という3つの行為類型につき、それぞれ1つの法執行事例をあげて紹介したい。この3つの事件はすべて、外資系企業に関連する事件である。当該事件概要の紹介および解説を通じ、中国の経営者、特に外資系企業の経営者に対して、独占禁止法に抵触しないよう、関連コンプライアンス体制の構築・改善の意識を強化する必要があると提言することが、本稿の目的である。

¹ 「第七届中国竞争政策论坛在京举行」(市場監管総局 2018年8月1日公布)
「十大反壟斷典型案例及点评」(市場監管総局 2018年8月24日公布)

1. 利楽会社²による市場支配的地位の濫用事件³

(1) 事件概要

12年1月に、法執行機関は利楽会社による市場支配的地位の濫用行為について調査を始めた。その後、4年10ヶ月間の調査を経て、16年11月に処罰決定書を公表した。同機関は、09年から13年にかけて、当事者が中国大陸の液体食品用紙複合材料の無菌包装設備市場、当該設備向け技術サービス市場と液体食品の無菌包装用紙の複合材料市場における支配的地位を利用し、正当な理由なく包装材料の抱き合わせ販売を行い、原紙供給者が他の包装材料生産者に特定の紙を供給することを制限し、競争を排除・制限する忠誠リベート⁴を実施していたと判断した。このような行為は、独占禁止法第17条⁵第1項第(四)、(五)号と第(七)

² 本事件の当事者は、利楽国際股份有限公司(登録地:イス)、利楽中国有限公司(登録地:香港)、利楽包装(昆山)有限公司、利楽包装(佛山)有限公司、利楽包装(北京)有限公司、利楽包装(呼和浩特)有限公司である。ここに、上記当事者を利楽会社と総称する。

³ 本事件の法執行機関:元国家工商行政管理総局の反独占・不正競争法執行局

⁴ 忠誠リベートとは、経営者が顧客に対して、特定の購買行動をとること(例えば、製品やサービスの排他的購入、占有率目標や購入数量目標の達成など)を条件としてリベートや値引きを供与する行為である。

⁵ 第17条 市場支配的地位を有する経営者が次に掲げる市場支配的地位の濫用行為を行うことを禁止する。(一)不公平な高価格で商品を販売し、または不公平な低価格で商品を購入すること。(二)正当な理由なく、原価を下回る価格で商品を販売すること。(三)正当な理由なく、取引先に対

号の規定する市場支配地位の濫用行為に該当する。最終的に、法執行機関は当該企業に対して、11 年度の中国大陸における関連商品市場の売上高の7%(約 6.68 億元)の制裁金を課した⁶。

(2)解説

本件の特筆すべき点は、忠誠リベート行為は独占禁止法に違反すると判断されたところにある。厳密に言えば、忠誠リベートは、中国独占禁止法によって明確に規定されている市場支配的地位の濫用行為ではない。同法執行の実務からみても、経営者のリベート行為は長期にわたり、その是非の判断が明示されなかつたものである。法執行機関は本件で、独占禁止法第 17 条の「その他の市場支配的地位の濫用行為」という規定を初めて適用し、当事者が行った忠誠リベート行為を規制した。

同機関は、市場支配的地位を持つ経営者が実施した忠誠リベートは、特定の市場条件と結びついで、明らかな反競争効果が生じた場合に、当該行為を規制すべきであるとしている。言い換えれば、すべての忠誠リベート行為が、独占禁止法によって禁止されるわけではなく、市場支配的地位を持たない一般企業が実施した忠誠リベートは、消費者や

して取引を拒否すること。(四) 正当な理由なく、取引先が自らとの間でのみ取引するよう制限し、またはその指定した経営者との間でのみ取引するよう制限すること。(五) 正当な理由なく、商品を抱き合させて販売する、またはその他の不合理な取引条件を取りに当たって付加すること。(六) 正当な理由なく、同等な条件の取引先に対して、取引価格等の取引条件の面で差別的待遇を行うこと。(七) 国務院独占禁止法執行機関が認定するその他の市場支配的地位の濫用行為。
この法律において「市場支配的地位」とは、経営者が関連市場において、商品の価格、数量またはその他の取引条件を制御することができる、または他の経営者による関連市場への参入を阻害し、若しくは参入に影響を与えることができる、市場における地位をいう。

⁶ 「国家工商行政管理总局行政処罰決定書」工商競争案字〔2016〕1 号

市場の競争に役立つ場合、独占禁止法に違反しないと考えられる。

本件では、包装材料市場において、下流の企業は、利楽会社から一定量の包材を調達する必要があった。取引先の一定期間の購入量が特定の数量値に達した時、利楽会社は当該取引先に単価ごとの割引を与えていた。そして、この割引は一定期間の当該取引先によるすべての累積購入量に適用されていた。従って、より高い数量値を達成すれば、割引額がより大きくなる仕組みとなっていた。利楽会社はさらに、取引先の一定期間内に購入した商品数が特定の数量を超えたことを条件にして、当該取引先に購買数量割引も与えていた。

こうした忠誠リベートの結果、競合他社は利楽会社より大きな割引額で競争に参加しなければならなかった。市場支配的地位を持つ企業が非常に低い価格を設定した場合、競争に参加する難易度が高まり、競争者はやむを得ず競争から撤退してしまうため、市場における競争が排除・制限されることになる。

本件から、法執行機関が柔軟性を持って法規定を適用していることが伺える。従って、市場支配的地位を持つ経営者が忠誠リベート行為を行う際は、独占禁止法に違反する可能性があるか否かを慎重に検討する必要があるといえる。

2. 自動車関連の日本企業12社による水平的独占協定の実施事件⁷

(1) 事件概要

14年8月20日に、法執行機関は、日系企業12社が自動車部品およびベアリングの独占協定(価格カルテル)を行っていたとして、自動車部品メーカー8社に対し8億3,196万元、ベアリングメーカー4社に対し4億344万元、総額12億3,540万元の制裁金を賦課した旨を公表した。

法執行機関の調査によれば、00年1月から10年2月まで、自動車部品メーカー8社は、競争を回避しつつ、最も有利な価格で自動車メーカーから受注するために日本で頻繁に会合を行い、独占協定を複数回にわたって締結、実施した。

一方、00年から11年6月まで、ベアリングメーカー4社は日本と上海でそれぞれ検討会や会議を開き、アジア地域および中国市場におけるベアリングの値上げの方針、タイミングおよび値上げ幅、および値上げの実施状況について意見交換を行った。そして、4社は中国で、これらの情報や形成された価格をもとに値上げを行った。

法執行機関は、上記会社が実施した価格独占協定は、中国独占禁止法第13条⁸に違反し、違法行

為の態様が重大であるため、法律に則って厳重に処罰する一方で、重要な証拠を自発的に提出した当事者にはリニエンシー制度を適用し、処罰を軽減することとした⁹。

(2) 解説

上記事件は、法執行機関が初めて独占禁止法の規定に従い、国際的カルテルを処理した事例であり、水平的独占協定でリニエンシー制度を適用した事例でもある。リニエンシー制度とは、独占協定の実施者を対象とする処罰減免制度である。当該制度の存在する理由は、独占協定は秘密裏に実施されることが一般的であり、法執行機関が大量の行政的資源を投じても発見することは難しいためである。違法行為を行った経営者による自己申告を奨励し、法執行のコストを削減するために、当該制度が中国独占禁止法に導入されている。

中国独占禁止法第46条はリニエンシー制度に関する原則的な規定である。当該条文によれば、経営者が独占禁止法執行機関に対して、独占的協定の締結に関する事情を自主的に報告し、かつ、重要な証拠を提供した場合、法執行機関は情状を酌量して当該経営者に対する処罰を軽減し、または免除することができる。また「反価格独占行政法執行手続規定」第14条は、リニエンシー制度についてより詳しく規定している。具体的には、最初に独占的協定の締結に関する事情を自主的に報告し、

⁷ 本事件の法執行機関:元国家発展改革委員会の価格監督検査および反独占局

⁸ 第13条 競争関係にある経営者の間で次に掲げる独占的協定を締結することを禁止する。(一)商品の価格を固定し、または変更すること。(二)商品の生産数量または販売数量を制限すること。(三)販売市場または原材料の購入市場を分割すること。(四)新しい技術若しくは設備の購入を制限し、または新しい技術若しくは新製品の開発を制限すること。(五)共同して取引をボイコットすること。(六)国务院独占禁止法執行機関が認定するその他の独占的協定。この法律において「独占的協定」とは、競争を排除し、もしくは制限する合意または決定その他の協調行為を指す。

⁹ 「日本十二家企業実施汽車零部件和軸承価格壟斷被国家発展改革委員会罰款12.35億元」「国家発展和改革委員会行政処罰決定書」および「国家発展和改革委員会免除行政処罰決定書」発改弁価監処罰[2014]2-13号」「中国国家発展改革委員会、日系事業者が自動車部品およびベアリングの価格カルテルを行っていたとして、総額12億3540万元の制裁金を賦課」

かつ重要な証拠を提供した経営者に対しては、処罰を免除することができる。二番目に独占的協定の締結に関する事情を自主的に報告し、かつ重要な証拠を提供した経営者に対しては、50%を下回らない程度で処罰を軽減することができる。それ以外の独占的協定の締結に関する事情を自主的に報告し、かつ重要な証拠を提供した経営者に対しては 50%を上回らない程度で処罰を軽減することができる。その他、「工商行政管理機関による独占協定の禁止に関する規定」においてもリニエンシー制度に関する規定が設けられている。国家発展改革委員会と国家工商行政管理総局はそれぞれ関連規定を適用している。

従って、やむを得ず独占協定を締結・実施した企業は、リニエンシー制度を積極的に利用し、法執行機関に協力し、なるべく処罰を免除または軽減されるようにすべきである。

3. ダウとデュポン¹⁰の合併への条件付き承認事件

¹¹

(1) 事件概要

ダウとデュポンは 15 年 12 月 11 日に対等合併を発表し、「ダウデュポン」という新会社を設立する予定であった。法執行機関は 16 年 3 月 21 日に本件の経営者集中申告を受理し、17 年 4 月に関連公告を発表した。法執行機関は、独占禁止法第 27 条¹²の

規定に基づいて、本件の経営者集中が市場における競争に及ぼす影響を分析し、当該集中は中国の水稻用選択性除草剤および水稻用殺虫剤市場、世界の酸共重合体、アイオノマー（合成樹脂）市場で競争を制限する可能性があると判断した。最終的に、申告側が提出した競争阻害防止策の提案を考慮した上で、商務部は本件の経営者集中に対して条件付き承認という決定を下した¹³。

(2) 解説

独占禁止法第 29 条によれば、國務院独占禁止法執行機関は、同法により禁止されない経営者集中に対し、当該経営者集中が競争に対して及ぼすネガティブな影響を軽減するための制限的な条件を付加する決定を行うことができる。本件は商務部が条件付きで経営者集中を承認した事例である。

経営者集中への条件付き承認は、経営者集中の競争制限効果を削減する一方、経営者集中によって利益をもたらすことを妨害しないことを目的としている。申告側から提出される制限的条件に関する提案は、以下の三つの条件を満たさなければならない。

- 有効性：集中によって競争に及ぼす不利な影響を十分に解消できること
- 実行可能性：実務で適切に実行できること

¹⁰ The Dow Chemical Company と E.I. Du Pont De Nemours And Company とともに米国で設立された会社である。

¹¹ 本事件の法執行機関：元商務部の反独占局

¹² 第 27 条 経営者集中を審査する際には、次の各号に掲げる要素について考慮しなければならない。（一）企業結合に参加する経営者の関連市場における市場占有率およびその市場に対する支配力（二）関連市場の市場集中度（三）経営者集中が市場への参入および技術進歩に与える影響（四）経営者集中が消費者および他の関連する経営者に与える影響（五）経営者集中が国民経済の発展に与

える影響（六）國務院独占禁止法執行機関が考慮すべきであると認める市場競争に影響を与えるその他の要素

¹³ 「關於附加限制性条件批准陶氏化学公司与杜邦公司合併案經營者集中反壟斷審查決定的公告」商務部公告 2017 年第 25 号

- 適時性：集中によって生じる競争にかかる問題を速やかに解決できること¹⁴

また、「経営者集中における付加制限的条件に関する決定(試行)」では、制限的条件として、以下の3つを定めている。

- 有形資産、知的財産権などの無形資産または関連権益の剥離という構造的条件
- ネットワーク、プラットホームなど基礎施設の開放、特許やノウハウなどを含める基幹技術の許諾、排他的協定の終止という行為的条件
- 構造的条件と行為的条件を結び付けた総合的条件

本件では、商務部は公告の中に、ダウおよびデュポンに10義務の履行を求めた。その中には、ダウの酸共重合体の事業を分離すること、デュポンの水稻用殺虫剤と関連するグローバル科学技術部門および地域的開発部門を分離することなどが含まれている。そのほかに、ダウとデュポンが商務部に提出した制限的条件付きの提案およびその付属文書はダウ、デュポンおよび集中後に設立される新会社に対しても、法的拘束力を持つことになっている。かかる条件から、商務部は慎重な姿勢をとりながら、本件の集中を禁止しないことを決定したと考えられる。

本件を通して、商務部は、経営者集中によって競争が制限される可能性があると判断したとしても、必ずしも当該経営者集中を禁止するとは限らない

¹⁴ 「商務部反壟斷局負責人關於『關於經營者集中附加限制性條件的規定(試行)』的解讀」(商務部反独占局 2014年12月17日公布)

ことが明らかになった。申告側は、商務部と十分に交渉した上で、制限的条件に関する提案を積極的に提供し、関連義務を着実に履行することをもって、その申告した経営者集中が禁止されることを免れることができる。

4. まとめ

上述三事件からみると、中国における独占禁止法の規制・運用が厳格化するなか、外資系企業を含む企業経営者は、以下の行動をとることが求められている。

- 独占禁止法のコンプライアンス意識を高める
- 市場占有率が高い場合、忠誠リベートの合法性について慎重に検討し、競争制限・排除行為の実施での処罰を防ぐ
- 独占協定を締結・実施している場合、リニエンシー制度を活用し、自社の損失を最小限に抑える
- 経営者集中を申告する場合、制限的条件に関する提案を積極的に提出し、関連義務を履行することによって、集中の禁止を回避する



君澤君律师事务所
JunZeJun Law Offices

張健(ちょう かん)

北京市君澤君(上海)法律事務所
弁護士

2017年早稲田大学法学研究科卒業。日本の法務事務所での実務経験をはじめ、中国の大手民間企業や国有企业で法務担当者として勤務。現在は、主に非訟ビジネス法律業務に従事している。



【China】

中国の新個人所得税の 新計算方法(累計ベース)

東川 英彬 SCS Global

居住者個人所得税の計算方法が累計ベースの計算方法に変更

2018年8月31日、第13期全国人民代表大会常務委員会第5回会議での個人所得税法の改正案決議を皮切りに、以下の関連公告が発表されました。

- ・「個人所得税追加控除暫定弁法の通知」(国家税務総局公告 2018年第41号)
- ・「新個人所得税全面実施についての徵収管理に関する問題の公告」(国家税務総局公告 2018年第56号)
- ・「自然人納税識別番号に関する事項の公告」(国家税務総局公告 2018年第59号)
- ・「個人所得税追加控除操作弁法(試行)発布に関する公告」(国家税務総局公告 2018年第60号)

する公告」(国家税務総局公告 2018年第60号)

- ・「個人所得税源泉徵収電報管理弁法(試行)発布に関する公告」(国家税務総局公告 2018年第61号)
- ・「個人所得税自己納税電報に関する問題の公告」(国家税務総局公告 2018年第62号)

本稿では、「新個人所得税全面実施についての徵収管理に関する問題の公告」(国家税務総局公告 2018年第56号)に含まれる居住者個人の源泉徵収額の計算方法に関して主に解説します。当該公告において、18年度までの従来の単月ベースでの計算から、累計ベースの計算方法に変更されました。

<居住者個人所得税の源泉徵収額の計算方法>

個人所得税の計算方法において、従来までの単月毎の課税所得計算ではなく、各月の累計額をベースに計算する累計源泉徵収法が19年1月から適用されます。税率等、詳細は表1をご参考下さい。

居住者個人所得税源泉徵収額の理論計算式は以下の通りです。

- ・累計源泉徵収所得額 = 累計収入 - 累計免税収入 - 累計基礎控

【表1】個人所得税の源泉徵収率

(居住者個人の給与所得の予納・源泉徵収に適用)

級数	源泉徵収課税所得の累計	税率(%)	速算控除額
1	36,000元以下	3	0
2	36,000元以上 144,000元以下	10	2,520元
3	144,000元以上 300,000元以下	20	16,920元
4	300,000元以上 420,000元以下	25	31,920元
5	420,000元以上 660,000元以下	30	52,920元
6	660,000元以上 960,000元以下	35	85,920元
7	960,000元以上	45	181,920元

(出典)中国国家税務総局ホームページ

除－累計特定控除－累計特定付加控除－法
に基づくその他の控除累計

- 当期の源泉徴収額＝(累計源泉徴収所得額 × 源泉徴収税率－速算控除額)－累計減免税額－累計既納源泉徴収額

具体的な例として、毎月の額面給与が3万元、社会保険料と住宅積立金の控除が 5,250 元、特別控除の住宅家賃控除 1,500 元と仮定した場合の 19 年 1 月から 4 月の計算は以下の通りです。

[2019 年 1 月]

- 累計源泉徴収所得額: 30,000(収入)－1,500(特別控除)－5,000(基礎控除)－5,250(社会保険料と住宅積立金) = 18,250
- 当期の源泉徴収額: $18,250 \times 3\% - 0$ (速算控除) = 547.5 元(1月の納税額)

[2019 年 2 月]

- 累計源泉徴収所得額: $30,000 \times 2 - ((1,500 \times 2) + (5,000 \times 2)) = 36,500$

当期の源泉徴収額: $(36,500 \times 10\%) - 2,520$ (速算控除)－547.5(累計既納額) = 582.5

[2019 年 3 月]

- 累計源泉徴収所得額: $30,000 \times 3 - ((1,500 \times 3) + (5,000 \times 3) + (15,000 \times 3)) = 54,750$
- 当期の源泉徴収額: $(54,750 \times 10\%) - 2,520$ (速算控除)－(547.5+582.5)(累計既納額) = 1,825

[2019 年 4 月]

- 累計源泉徴収所得額: $30,000 \times 4 - ((1,500 \times 4) + (5,000 \times 4) + (15,000 \times 4)) = 73,000$
- 当期の源泉徴収額: $(73,000 \times 10\%) - 2,520$ (速算控除)－(547.5+582.5+1,825)(累計既納額) = 1,825

テーブルにして表すと表2のようになります。

また、同様の例を 2018 年度の計算に適用した場合は次頁表3のとおりです。

【表2】額面給与が 3 万元、社会保険料等 5,250 元、特別控除 1,500 元と仮定した場合(単位:元)

月	額面給与 (税前)	個人負担 (社会保険 & 住宅積立金)	課税 所得	特別 控除	基礎 控除	個人 所得税	手取 給与額
1 月	30,000.0	5,250.0	24,750.0	1,500.0	5,000.0	547.5	24,202.5
2 月	30,000.0	5,250.0	24,750.0	1,500.0	5,000.0	582.5	24,167.5
3 月	30,000.0	5,250.0	24,750.0	1,500.0	5,000.0	1,825.0	22,925.0
4 月	30,000.0	5,250.0	24,750.0	1,500.0	5,000.0	1,825.0	22,925.0
5 月	30,000.0	5,250.0	24,750.0	1,500.0	5,000.0	1,825.0	22,925.0
6 月	30,000.0	5,250.0	24,750.0	1,500.0	5,000.0	1,825.0	22,925.0
7 月	30,000.0	5,250.0	24,750.0	1,500.0	5,000.0	1,825.0	22,925.0
8 月	30,000.0	5,250.0	24,750.0	1,500.0	5,000.0	2,025.0	22,725.0
9 月	30,000.0	5,250.0	24,750.0	1,500.0	5,000.0	3,650.0	21,100.0
10 月	30,000.0	5,250.0	24,750.0	1,500.0	5,000.0	3,650.0	21,100.0
11 月	30,000.0	5,250.0	24,750.0	1,500.0	5,000.0	3,650.0	21,100.0
12 月	30,000.0	5,250.0	24,750.0	1,500.0	5,000.0	3,650.0	21,100.0
年間合計個人所得税額						26,880.0	

表2、3をご覧いただきますと、単月ベースでの計算から累計ベースの計算に変更になったことによる各月の源泉徴収額の違いに加えて、年間の合計個人所得税も減税(46,387.5元 → 26,880元)となっていることがご確認いただけるかと思います。

<コメント>

1月の居住者個人所得税の算出後、顧客から「10月の減税よりも更に大幅に減税になったのですね」とのコメントを多くいただきました。確かに年間で考えても、2018年9月までの個人所得税額よりも減税にはなりましたが、1月の税額が低いのは、累計ベースでの計算の初月だからです。年末に近づくにつれて課税所得の累計額が積みあがっていくことにより、税率が高くなっていくため、それに伴って源泉徴収額が、大きく変動することになります。

契約形態に関して考察しますと、手取額で契約している従業員には従業員側の受取金額には影響

【表3】同様の例を2018年度の計算に適用した場合(単位:元)

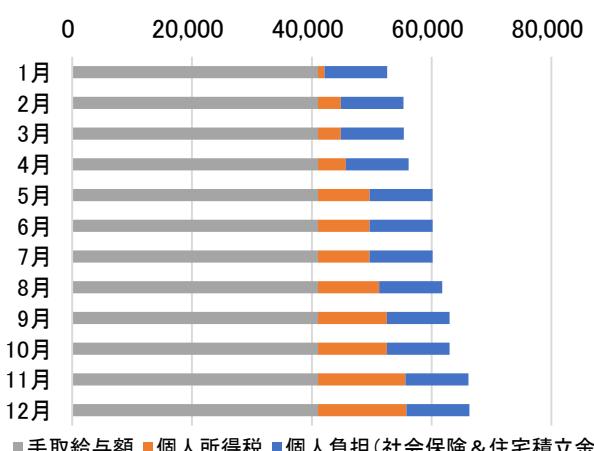
月	額面給与 (税前)	個人負担 (社会保険 &住宅積立金)	課税 所得	基礎 控除	個人 所得税	手取 給与額
1月	30,000.0	5,250.0	24,750.0	3,500.0	4,307.5	20,442.5
2月	30,000.0	5,250.0	24,750.0	3,500.0	4,307.5	20,442.5
3月	30,000.0	5,250.0	24,750.0	3,500.0	4,307.5	20,442.5
4月	30,000.0	5,250.0	24,750.0	3,500.0	4,307.5	20,442.5
5月	30,000.0	5,250.0	24,750.0	3,500.0	4,307.5	20,442.5
6月	30,000.0	5,250.0	24,750.0	3,500.0	4,307.5	20,442.5
7月	30,000.0	5,250.0	24,750.0	3,500.0	4,307.5	20,442.5
8月	30,000.0	5,250.0	24,750.0	3,500.0	4,307.5	20,442.5
9月	30,000.0	5,250.0	24,750.0	3,500.0	4,307.5	20,442.5
10月	30,000.0	5,250.0	24,750.0	5,000.0	2,540.0	22,210.0
11月	30,000.0	5,250.0	24,750.0	5,000.0	2,540.0	22,210.0
12月	30,000.0	5,250.0	24,750.0	5,000.0	2,540.0	22,210.0
年間合計個人所得税額					46,387.5	

※10月から新税率が先行適用となったため、4,307.5元から2,540元に減税

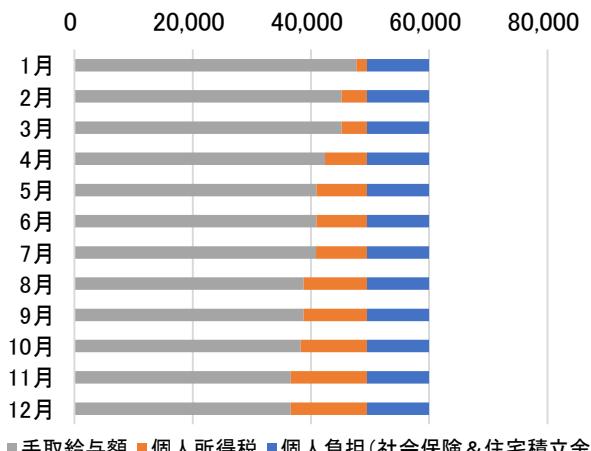
がなく、企業側での個人所得税納付額が毎月上がっていくという形になるだけです(表4)。

しかし、額面契約の場合、給与額にもよりますが、高所得者であればあるほど、年間を通して段階的に個人所得税額の負担が大きくなり、それに伴い手取額も減っていくことになります(表5)。その結果、年間合計の所得税額は18年度に比べて減税とな

【表4】給与内訳の推移(手取6万元) (単位:元)



【表5】給与内訳の推移(額面6万元) (単位:元)



ったものの、年末に向かうにつれて手取りが下がつていくことにより、感覚的に従業員の士気の低下にもつながることが予想され得ます。このため、額面での高所得契約の場合、早い段階で手取契約への変更を検討するというのも選択肢の一つであると考えます。

なお、会社負担の給与関連費用は年間を通して増加していくものの、年間合計では額面保障と同等の負担になるように調整してあります。

加えて、駐在員の給与計算の関しても、新しい6つの控除項目が加わっただけでなく、計算方法が18年従来のグロスアップのものとは大きく異なります。適用税率が年間を通して段階的に高くなっているので、グロスアップ計算等の計算・申告実務が格段に煩雑になりました。過小・過大申告や、それに伴うペナルティー、延滞税等の税務リスクを避けるためにも、税務コンサルタント等に早い段階で相談することをお勧めいたします。





東川 英彬
(ひがしかわ ひであき)

公認会計士(米国)
SCS global consulting
(ShangHai) Ltd

中央大学商学部、University of Warwick (MSc)卒業後、2015年に清水建設入社、国際支店経理部資金課、シンガポールを経て、17年にFactSet Pacific 入社、東京にてコンサルティング業務に従事。18年米国公認会計士資格取得後、SCS Globalに参画し、上海にて会計・税務業務を中心としたコンサルティング業務に従事。新規設立、撤退、不正調査、内部統制コンサルティング等も担当。



【アジア経済情報】

アジア経済概況
～2020年にかけて減速～

小林公司 みずほ総合研究所

3Qは成長率を上昇・低下させた国が拮抗

アジアでは2018年3Q(10~12月期)の成長率が2Qに比べて上昇した国と低下した国が半々だった(図表1)。需要別内訳をみると、総じて輸出は振るわず、特に対中輸出は各国とも18年末頃から伸び率が低下ないし前年割れが鮮明となつた(図表2)。中国の景気減速や、米中摩擦の影響による中国の海外からの部品調達減少が、貿易を通じて各国に波及している様子である。

国・地域別にみると、中国は前期から3四半期連続で減速した。個人消費がその主因であり、自動車やスマートフォンなどの購入が減少した。総資本形成も減速し、内訳をみると特に設備投資と不動産投資の伸びが鈍化し、その一方でインフラ

投資は持ち直して景気を下支えした。

NIEsでは、香港がマイナス成長で、台湾も減速した。いずれも輸出が振るわなかつた。韓国は加速したものの、輸出は減少しており、政府支出と在庫投資の増加によって辛うじて押し上げられた。シンガポールは横ばいだが、主力の輸出は伸びが低下した。

ASEAN5では、ベトナムとフィリピン、タイが加速し、各国とも内需が成長率の押し上げに寄与した。インドネシアは横ばいで、消費に関しては堅調な伸びを続けた。マレーシアは例外的に減速し、消費、投資、輸出のいずれも低迷した。インドは3四半期連続で減速した。前年同期の高成長で比較対象の水準が高かつたベース効果のほか、政

図表1 実質GDP成長率

(単位:前期比年率、%)

	2017		2018		
	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12
韓国	▲0.8	4.1	2.4	2.3	3.9
台湾	3.3	2.8	1.4	1.9	1.5
香港	4.4	7.6	▲1.1	0.5	▲1.4
シンガポール	3.2	4.7	0.0	1.4	1.4
タイ	1.2	8.6	4.5	▲1.3	3.3
マレーシア	4.2	5.6	1.2	6.7	5.7
フィリピン	5.6	5.9	6.0	6.1	6.4

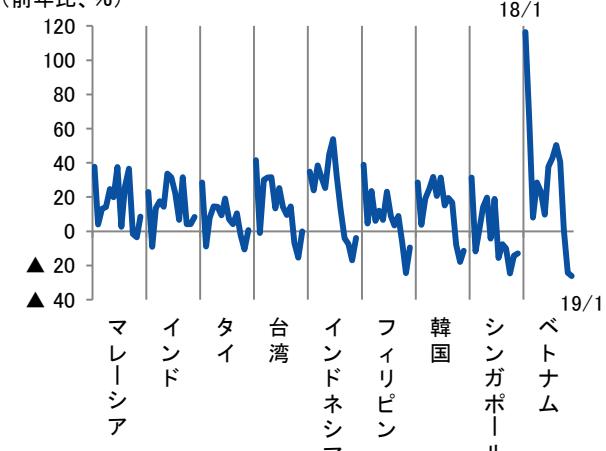
(単位:前年比、%)

中国	6.7	6.8	6.7	6.5	6.4
インドネシア	5.2	5.1	5.3	5.2	5.2
ベトナム	7.7	7.5	6.7	6.8	7.3
インド	7.7	8.1	8.0	7.0	6.6

(資料) 各国・地域統計、CEIC Data より、みずほ総合研究所作成

図表2 対中輸出額(18年1月～19年1月)

(前年比、%)



(注)中国側の統計による各国からの輸入を、各国の対中輸出にみたてたもの。

(資料)中国海關総署より、みずほ総合研究所作成

府支出の抑制や農村消費の減速が作用した。

2020年にかけて、アジア全体は輸出中心に減速

今後を展望すると、19年は中国と欧州経済に加え、IT需要の減速なども要因として、アジア全体は輸出を中心に減速すると予想される。20年からは、米国も財政効果のはく落としで減速し、アジアの輸出を冷え込ませよう。

中国では、世界経済やIT需要の減速、米中摩擦の影響で、輸出が低調な推移を続けると見込まれる。輸出関連製造業を中心に、設備投資も鈍化するとみられる。これに対し、19年3月の全国人民代表大会で示されたインフラ投資や企業減税などの景気下支え策により、成長率は緩やかに低下すると予測される。輸入誘発効果の高い設備投資の鈍化は、中国向けの輸出減速を通じて、周辺のアジア各国の景気にも影響していくことになろう。

アジア全体の輸出が冷え込むなかで、特に

NIEs は輸出依存度が高いため、その影響が景気の減速として現れやすいだろう。一方、ASEAN5 は相対的に内需依存度が高いため、景気の減速は限定的と思われる。

インドも内需依存度は高いが、内需のうち投資は弾みがつきにくそうだ。5月の総選挙で連立与党は勝利できるものの、前回のような大勝には至らないというのがメインシナリオであり、企業の投資マインドは慎重化が見込まれるからだ。そのため、成長率は横ばい圏内で推移するとみられる。

以上より、19年と20年の成長率は、中国が+6.2%と+6.1%、NIEs が+2.3%と+2.0%、ASEAN5が+5.0%と+4.8%、インドが+7.2%ずつと予測する。アジア全体は+5.8%ずつで、18年実績の+6.2%を下回る見通しだ(図表3)。

政治イベントに要注目

19年はタイ下院選挙が3月24日に行われたほか、インドネシア大統領・議会選挙(4月17日)、フ

ィリピン上・下院選挙(5月13日)、インド下院選挙(5月23日)と前半に国政選挙が目白押しだ。また、シンガポールでは、21年1月の議会任期満了を待たずに早期解散になるとの観測が浮上している。選挙結果次第では経済にも影響が及ぶため、これらの政治イベントに要注目である。

図表3 アジア経済見通し総括表

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	(単位: %)
アジア	6.2	6.4	6.2	6.2	5.8	5.8	
中国	6.9	6.7	6.8	6.6	6.2	6.1	
NIEs	2.1	2.4	3.3	2.8	2.3	2.0	
韓国	2.8	2.9	3.1	2.7	2.5	2.0	
台湾	0.8	1.5	3.1	2.6	2.1	2.0	
香港	2.4	2.2	3.8	3.0	2.1	2.0	
シンガポール	2.5	2.8	3.9	3.2	2.4	2.1	
ASEAN5	4.9	4.9	5.4	5.2	5.0	4.8	
インドネシア	4.9	5.0	5.1	5.2	5.1	5.2	
タイ	3.1	3.4	4.0	4.1	3.4	3.1	
マレーシア	5.1	4.2	5.9	4.7	4.7	4.0	
フィリピン	6.1	6.9	6.7	6.2	6.0	5.7	
ベトナム	6.7	6.2	6.8	7.1	6.6	6.4	
インド	7.5	8.7	6.9	7.4	7.2	7.2	
(参考)中国・インドを除くアジア	3.8	4.0	4.6	4.3	4.0	3.8	
(参考)中国を除くアジア	5.4	6.1	5.6	5.7	5.5	5.4	

(注)実質GDP前年比。網掛けは予測。平均値はIMFによる2016年GDPシェア(購買力平価ベース)で計算。

(資料)各国・地域統計、CEIC Data、IMFより、みずほ総合研究所作成

Back Issues

2018年7/8月発行 第74号

- ・2018年上期為替市場の回顧と下期の見通し～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～
- ・北京市における工場移転の実態および直近の政府政策
- ・Vietnam: 駐在員事務所の設立および運営の留意点
- ・Thailand: タイにおける非公開会社の組織再編手法に関する解説
- ・India: インドの税制[69]:インド会社におけるコーポレートガバナンス
- ・Philippines: 小売業に関する外資規制
- ・China: 環境保護規制による企業移転に関する政策の整理と日系企業移転時の注意点
- ・Taiwan: 台湾での内部留保課税の概要と所得税法改正内容

2018年9月発行 第75号

- ・韓国主要産業の動向と韓国企業の成長戦略
- ・江西省九江市におけるローエンド製造業の移転候補先
- ・India: インドビジネス最新情報 [30]外国直接投資の概況および報告制度の変更点
- ・Vietnam: ベトナムにおける不正事例とその防止策
- ・Malaysia: SST(売上税、サービス税)の概要
- ・China: 企業所得税損金算入証憑に関する最新政策
- ・Hong Kong: 香港における2018年度税制改正の概要
- ・Hong Kong: 行方不明の少数株主が存在する香港非上場会社の完全子会社化
- ・Hong Kong: 外国子会社合算税制に関するQ&Aの解説と在香港日系企業への影響

2018年10月発行 第76号

- ・日台アライアンスの「落とし穴」への考察～日台アライアンスを成功に導くために～
- ・香港医療市場への参入にかかる考察
- ・Vietnam:ベトナム法人からの資金・利益還流
- ・Cambodia:カンボジアの社会保険制度と実務上の運営
- ・India:インドの税制[70]代理人PEの最新動
- ・Singapore:シンガポールの租税条約と居住者証明(COR)
- ・China:「最高人民法院による『中華人民共和国保険法』の適用にかかる若干問題に関する解釈(四)」の解説
- ・China:解説 中国ビジネス法務 [31]外資参入に関する新ネガティリストの施行

2018年11月発行 第77号

- ・中国における新小売業の動向
- ・香港飲食産業と日本企業の挑戦 ～2018年Food Expoより～
- ・米中貿易摩擦への対応とプラスワン(1)ラオス・パクセーの投資環境
- ・India:DIR-3-KYC等の改正
- ・Vietnam:ベトナム最新法令の状況 ～サイバーセキュリティ法、競争法～

- ・Myanmar:進出企業が知つておくべきミャンマー税制の最新動向
- ・China:中国の個人所得税の制度改定と留意点

2018年12月発行 第78号

- ・中国の拠点再編や移転における労務問題
- ・米中貿易摩擦への対応とプラスワン(2)法整備進むミャンマーの投資環境(前編)
- ・India:インドにおけるDDの発見事項、対価・契約条件、事業計画への反映～成功例・失敗例に学ぶ事前精査の重要性～
- ・Vietnam: 支払利子の損金算入に関する規制
- ・Malaysia: 2019年度マレーシア予算案における税制改正
- ・Australia: 豪州税制における仮想通貨の取り扱い
- ・Taiwan: 台湾会社法改正の概要
- ・China: 中国生態環境保護法および最新事例の解説
- ・Hong Kong: 香港における競業禁止条項の妥当性

2019年1/2月発行 第79号

- ・2018年下期為替市場の回顧と2019年の見通し～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～
- ・香港の賃金動向～2018年の回顧と19年の展望～
- ・米中貿易摩擦への対応とプラスワン(2)法整備進むミャンマーの投資環境(後編)
- ・Indonesia:徴税強化に有効な OSS システム
- ・India:インドにおけるGST監査の概要と留意点～
- ・Vietnam: プロジェクトオフィスのライセンス申請手続き、税務および会計
- ・China: インターネット法院による事件審理の若干問題に関する規定
- ・China: 中国における外国籍社員の個人所得税優遇策の規定変更およびその解説
- ・China: 在中国日系企業の昇給率と華南地区における人事労務の課題
- ・Hong Kong: 香港における移転価格税制のアップデート
- ・Hong Kong: 日本の富裕層とオフショアのファミリーオフィス機能

2019年3月発行 第80号

- ・中国および香港の新エネルギー車市場の現状～政府支援による急速成長の裏にある潜在的な課題～
- ・米中貿易摩擦への対応とプラスワン(3)リスクヘッジ先として期待高まるベトナム
- ・Thailand:タイにおける国際ビジネスセンター(IBC)制度の導入に関する解説と考察
- ・India:インドのリース会計～IFRS第16号およびInd AS116の概要～
- ・Vietnam:ベトナム投資法の改正案
- ・Myanmar:マレーシア最新税務動向
- ・Taiwan:労基法改正後の残業代計算方法
- ・Hong Kong:香港における雇用契約の終了(1)

みずほ銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザリー課
TEL (852) 2306-5670

国際戦略情報部（日本）
TEL (03) 6628-9208



免責事項

1. 法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

2. 秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。

3. 著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、賃与等を行うことを禁止します。

4. 諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。みずほ銀行香港支店はみずほフィナンシャルグループに属するグループ会社と協同してお客様をサポートします。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。